

日本NGO連携無償資金協力における医療行為を伴う事業の取扱いについて

平成31年3月
外務省国際協力局

1. 日本NGO無償資金協力における医療行為を伴う事業については、以下に掲げる判断基準を満たしている場合は支援対象とします。

(判断基準)

- ア 事業実施国で医療行為を行うための資格又は書面による当該国からの許可を有していること。
 - イ 被供与団体が行う医療行為の内容や責任の範囲等について、予め事業実施国政府や機関と被供与団体との間で書面による合理的な合意が形成されていること。
 - ウ 被供与団体に責任を帰すべき事由が万が一発生した場合に備え、医療賠償責任保険に加入するか、積立等の他の手段により対策を講じていること。
 - エ 医療行為の対象者又は家族から医療行為の内容やリスクについて同意を得ていること（インフォームドコンセントの確保）。
 - オ 事業で行う医療行為から生じる賠償責任からの外務省の免責についてN連の贈与契約にて定めること。
2. 医療行為を伴う個別の事業実施の判断にあたっては、上記1.の基準を満たす場合であっても、高度な医療技術を要しリスクが高いと一般的に認識される医療行為を事業内容とする場合には、リスクを踏まえても経済・社会開発のために必要な事業であるか否かを見極めるとともに、必要に応じて医療従事者からの助言も得て、より一層慎重に総合的に判断します。

※ここでいう医療行為とは、日本における医療行為（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法その他の関係法規によって、医師、歯科医師、看護師等の免許を有する者のみが行うことを認められており、彼らの医学的判断及び技術をもってするのでなければ、人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為）及び事業実施国において法令等で定められている医療行為を指します。